

## 桶川北本水道企業団指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

指定 第 号

氏名又は名称

代表者氏名

郵便番号、住所

電話番号

### 日本水道協会埼玉支部が実施している指定給水装置工事事業者研修会の受講実績(過去5年以内)

受講年月日(受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。)	(公表: 可・不可)
受講 ( 年 月 日 ) ・ 未受講	

### 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間(修繕対応時間もご記入ください。)	(公表: 可・不可)
休業日: 営業時間:	
漏水等修繕対応	(公表: 可・不可)
漏水等修繕対応の可否: 対応可 ・ 対応不可 →漏水等修繕対応可能な場合は下記も記入してください。 修繕対応時間: 修繕対応工事:(該当部に○をつけてください。詳細があればその他に記入してください) ・屋内給水装置の修繕 ・宅地内埋設部の修繕 ・その他( )	
対応工事種別(新設・改造 等)	(公表: 可・不可)
該当部に○をつけて下さい。 ・配水管からの分岐～水道メーター( ・新設 ・改造 ・対応不可 ) ・水道メーター ～宅内給水装置( ・新設 ・改造 ・対応不可 )	
その他	(公表: 可・不可)
(例:ホームページURL・Eメールアドレス・緊急時の連絡先・代表者の携帯電話番号等)	

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 公表を可としている事項であっても、公表をしないことがあります。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに企業団給水課にその旨を届け出るようお願いいたします。

※ 業者名・所在地・電話番号は基本的に公表となります。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内・自社内研修含む）

受講者名(公表対象外)	実施団体	研修会名	受講年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）			可 ・ 不可

- ※受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。
- ※自社内研修については、研修内容を記入してください。
- ※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等にて対応してください。
- ※ 公表を可としている事項であっても、公表をしないことがあります。

参考 「給水装置工事主任技術者等に対して、外部機関による研修、自社内研修の機会を確保するよう努めなければならないこと」についての関係法令は、次のとおりです。

水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のために、研修の機会を確保するように努めること。

※法＝水道法

給水装置工事に従事した、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要。

※ 上記の場合、下表は任意の記載となります。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付 ・せん孔、給水管の接合の 経験の有無	※1 工事 年度	※2 保有している下記資格の有無	
			※2 資格の名称 下記①～④に該当するものを 記入してください。	
	分水栓取付・せん孔 有・無		有・無	
	給水管の接合 有・無			
	分水栓取付・せん孔 有・無		有・無	
	給水管の接合 有・無			
	分水栓取付・せん孔 有・無		有・無	
	給水管の接合 有・無			
	分水栓取付・せん孔 有・無		有・無	
	給水管の接合 有・無			
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)			可 ・ 不可	

※1 直近の状況を記載してください。

※2 以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工

(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)

②職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士

③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者

④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者

(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※ 資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※ 公表を可としている事項であっても、公表をしないことがあります。

参考 「適切に作業を行うことができる技能を有する者」についての関係法令は次のとおりです。

<p>水道法施行規則</p> <p>第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)</p> <p>2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管へ取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。</p>
--

※法=水道法